

台風4号 特集号

報 宏 町 江 伯

発行 伯 江 町 役 場

昭和41年7月6日発行 第69号 電話 (416) 3 1 1 1 (代)

台風により被害を受けられたかたに 深く御同情申し上げ心からお見舞い申し 上げます

町長 石井三四郎

六月二十八日に本土を襲った台風第四号は、不幸にも当町に多大な被害をもたらした。多くの町民のかたがたが災害を受けられましたことについて心からお見舞いを申し上げます。

野川のはんらん等により浸水の被害を受けられた世帯は一千六百九十世帯、田畑四十一ヘクタールにも達し、本町始まって以来の大災害となりましたことは、まことに遺憾とするところであります。ただ、人身の事故がなかったことは不幸中の幸いでありました。

このことは、町民の皆さんが非常事態にもかかわらず、沈着かつ冷静に行動されたためであり、まことに感謝に耐えません。

町におきましては、災害の状況が容易ならざるを認め、災害救助法の発令を要請しました。一方、災害発生と同時に、役場に災害対策本部を設

けし、全職員と消防団により徹夜で災害の防衛、避難所の開設、食事、寝具等の給付、衛生対策、給水の実施、災害の復旧等々に全力をあげて対処しました。なお当日夜中には東京都鈴木副知事、河川部長が現場見舞いと視察に来町されたので今後の対策について強く要請しました。

今回の措置について行届かなかった点が多々ありましたが、心からおわび申し上げます。

また、今後お気の毒な被害世帯に対してはお見舞いまたは町税の減免、くみ取料金の割引きを考慮中であります。

今回の災害を省みますと、浸水家屋の大部分が野川周辺であることから考えて、野川の改修が根本的な解決策であるにもかかわらず、目下一部の改修が済んだか施工中であるが、大部分が未改修であるためこのような大きな災害に至ったことは、野川が東京

都の管轄であるとはいえ、地元町の理事者としても申しわけなく思っております。

数年前から、この川の管理者である東京都に対して再三再四強く要望しているところであり、都においては、

被災者の皆さまに心からお見舞い 申し上げます

議会議員 富 永和作

関東地区を襲った二十八日の台風第四号の豪雨により被害を受けられたかたがたに對し町議会を代表いたしまして心からお見舞い申し上げます。

この豪雨により野川のはんらん等があり町面積の約六分の一が冠水という非常事態で災害救助法が適用されました。この台風によって多大の損害をこうむられたかたがたに對し当町の行政の一端に携わる者といいたしましてまことに申しわけなく存じます。

「野川改修」「第二野川新設工事」の促進をさらに強く都に訴える所存であります。

以上、本来であれば、被害を受けられた各世帯に直ちに伺いしてお見舞い申し上げますが、災害対策に忙殺されておりますためとあいさつ申し上げます。

なお、末筆ながら今回の災害にあたって直接間接に御援助をいただいた町民のかたがたに心からお礼を申し上げます。

しかしながらこの災害に對し理事者はじめ消防団のかたがたの御努力によって人災が出なかったことは不幸中の幸いでありました。町議会としましては翌二十九日に議員全員協議会を開いて理事者とともに災害の対策を協議し、東京都への災害対策について諸要求と自衛隊の協力を要請する等対処いたしました次第であります。

さらに、三十日都に出向いた際に鈴木副知事をはじめ関係責任者ならびに都議会議員に面会して被害の状況をつぶさに説明し、今後の協力と今回浸水の原因の一つである野川改修の促進方を要請してまいりました。この野川は東京都において現在改修を行なっており、調布境までは改修が進んでおりますが、伯江分は遅々として進まない現状から今までもこの改修の促進を働きかけておりますが、なおいっそう強力に促進方を要請してまいると同時にわたくしどもは全力をあげて災害の復旧に努めたい所存であります。

台風第四号がもたらした

町の被害とその対策

六月二十七日から台風第四号による雨のため二十八日早朝から野川の水量が急速に増したので、町においては午前十時緊急会議を開き全職員に對して非常配備の態勢をとることとし、消防団員に對しても出勤を要請しました。

すでに早朝から建設課を中心に野川の警戒および水防を実施していましたが午前十時ごろ小田急の鉄橋の下流約百メートル、岩戸橋の上、下において堤上を越水し、決壊の危険が生じました。ここが決壊すると昭和三十三年秋の狩野川台風のときの経験がありましたので、消防署、消防団ならびに町役場職員が全力をあげてこの地点に土のう約二千袋を積んで、水防に努めました。

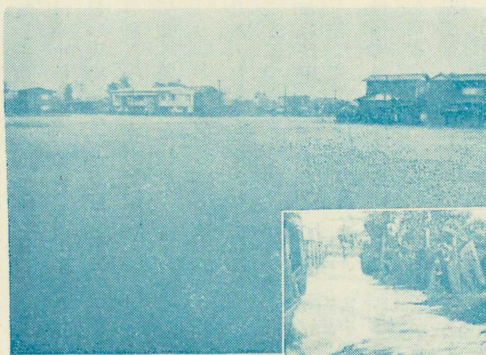
午後一時町役場内に災害対策本部を設置し、同時に避難者の収容を予想して、第一小学校、第三小学校および中学校の三か所を避難所と指定して浸水地域に對して避難を指示しました。

午後三時、降雨はなおげしく水防に従事していた岩戸橋付近の作業の継続が危険となりましたので地元消防団の監視に切り替えると同時に、避難所をさらに岩戸公民館、電力中央研究所、覚東の千手院の三か所を追加し、危険区域に對しては避難命令を広報し、土手が決壊した場合に、消防車のサイレンにより合図することとしました。

また、小足立御台橋の上、下流付近の浸水が多くなったのでその方面にも消防団員を派遣して水防、広報に努めました。午後五時十分、岩戸橋付近の土手が決壊し濁流が銀行町へ第三小学校裏小田急団地へ岩戸稲荷森小田急団地等を流れて家屋に浸水し、町の交通は野川をはさんで完全に通行不能となりました。

町では全力をあげた水防活動と避難者の誘導、救助、避難所のたき出し等の作業に切り替えました。

午後六時町長は、町内の災



左 一面が海と化した清水湯付近
(28日午後6時撮)



右 決壊し激流と化した岩戸橋付近
(29日午前4時撮)

害の状況を確実には握するとは困難であつたけれども諸般の情報を総合判断して災害救助法の発令を要請する必要があると判断し、これを東京都北多摩南部事務所を通じて都知事に要請し六時二十分災害救助法の適用が決定されました。(災害救助法の概要は四頁のとおり)

同時に新たに岩戸明静院、毛布を東京都から借用して貸

喜多見町慶元寺の二か所を避難所に指定してり災者の収容に万全を期した一方避難におくれたり災者の救出のため、舟三隻(民間から二、警察から一)を借用し、また、消防署の「タンカ」をも動員して救出にあたりました。

さらに各避難所に収容した人に対するたき出しを実施した。

与しました。

別図(三頁)のように野川を中心として町が二分され、また小田急も不通となったため小田急を利用して多摩川以遠に帰る通勤者も数名町に避難をする者がありました。一夜明けて二十九日午前十時町議会全員協議会を開いて被害状況の報告を行なうとともに、町がとりつつある対策を説明し了承を得るとともに必要な予算は緊急であるので町長専決によって行なうことも承認をうけ、防疫のため消毒薬品の無料配布(衛生協力会を通じ、また役場に來られたかたには各個に)、消毒機(三台)による浸、冠水地の消毒、給水車による飲料水の給水、し尿のくみ取り、低地帯内世帯の溜水の排除、野川の決壊箇所および道路等の応急復旧等に全力をあげて実施しています。

なお、当初決壊した岩戸橋付近の応急復旧工事は、東京都において七月二日完了し、丸山橋下流付近の決壊箇所の応急復旧工事も、目下進行中です。

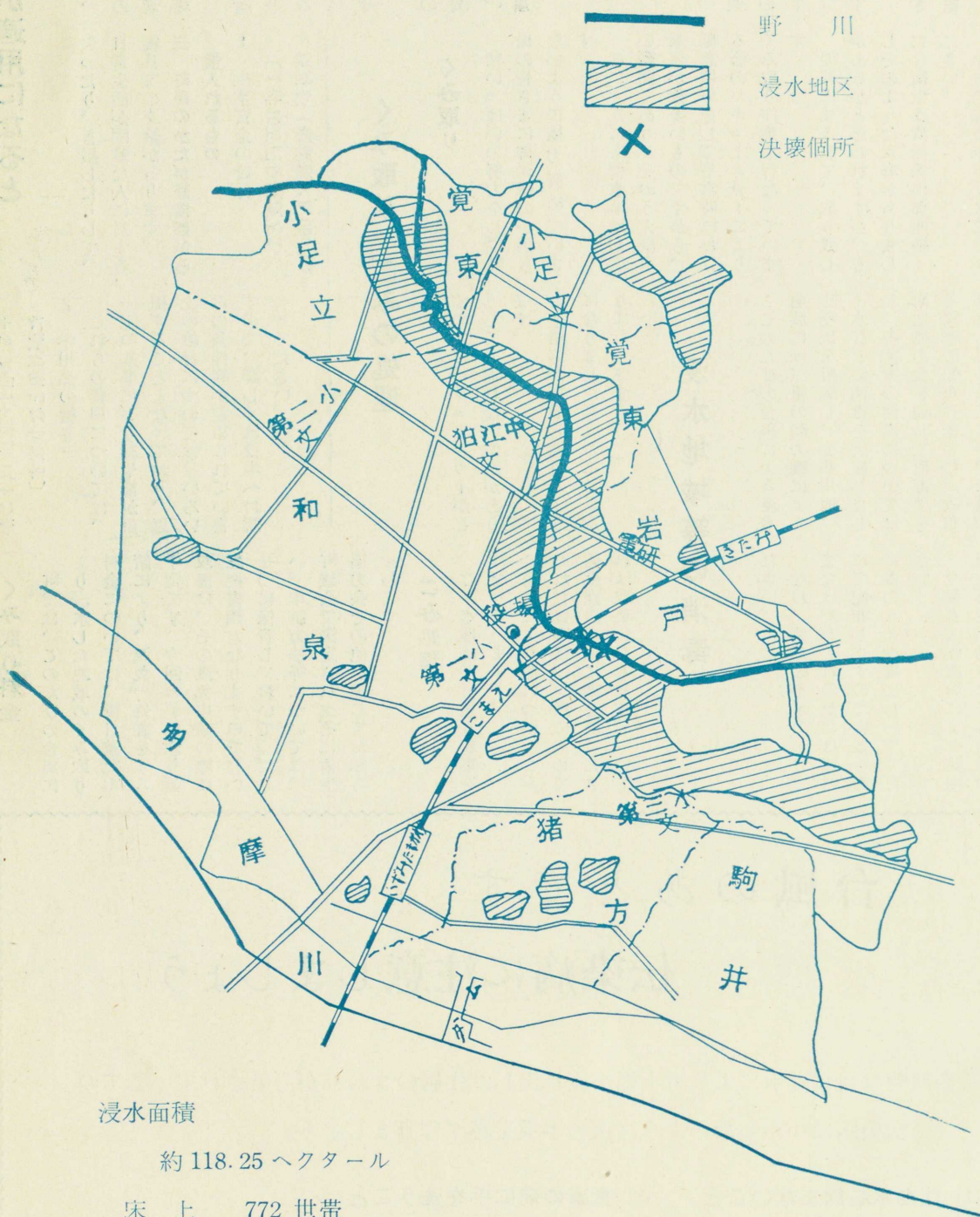
△被害の概況▽

- 一 床上浸水 七百七十二世帯 二千七百五十九人
- 二 床下浸水 九百十八世帯 三千四十一人
- 三 農地の冠水 (六月二十八日の分のみ) 一水田 二十八ヘクタール 二畑 十二ヘクタール

四 避難状況

- 1 町の指定した場所 百六十七世帯 四百二十二
- 2 その他 百五十四世帯 五百一人

浸水状況図



浸水面積

約 118.25 ヘクタール

床上 772 世帯

床下 918 世帯

災害救助法が適用になると

災害救助法による救助は、災害のため一定の規模以上の被害を生じた場合で、り災者が応急的救助を必要とする場合に行なわれます。

一部のかたに、救助法が適用されると財産の損害補償等があるように考えておられる人もありますが、救助法ではこのようなことはありません。

救助の種類はあらまし次のとおりです。(今回の災害に関係のある部分をあげました)

一 町で実施し、あとで費用が町に交付されるもの

1 避難所を設けること。

2 たき出しその他による食品と飲料水の供給。

3 応急的な医療措置。

4 災害を受けた人の救出。

5 住宅(居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る)が半壊し、資力がないため自分で修理ができない人に対する応急修理。

二 都から町に現物で給付され町から町民のかたに支給するもの

浸水等により生活必需品を

失ったり、き損したりして、日常生活が困難な人に対する寝具等の支給があります。

三 町民のかたが直接都から借入れるもの

1 生業資金の貸付

〔1年10万円を限度とし、所得が(家族数×8,000円)

所得が(家族数×8,000円)

くみ取り・ごみの処理

くみ取り

精いっぱい努力をし、町民の皆さまに御迷惑のかわらないように極力努めています。

なにごんにも浸水地域が広い範囲であり、そのうえ浸水

家屋が数多いものですから、緊急増車をして平常時における倍のパキュームカーにより

くみ取り作業を行なっています。

混雑にまぎれて、取り残しがあるかと思われしますが、もしそのような家庭がありましたら衛生課清掃係に御連絡ください。

なお、道路等が浸水により非常に悪い状態になっ

たか対象となりまず」

2 学用品の給与

これらの費用については、一定の基準により国や都が負担することとなり、以上の給付については、いろいろの条件等が定められていますので、詳しくは役場へお問合せください。

くみ取り料金

町では、このたびの台風により浸水した地域のくみ取り料金については、後日減免申請により、減免の処置をする予定です。今回のくみ取り領収書は、その減免申請の際に証拠書類となりますので、ぜひに保管しておいてください。申請方法等については、町議会で決定され次第に衛生協力会その他を通じてお知らせします。

ごみ処理

ごみ処理は平常通り収集を行なっています。

台風により流れついたごみぬれた畳等は一か所に集めて衛生課清掃係に御連絡くだされば収集いたします。

浸水地域等の消毒

このたびの台風による浸水地域には三組の動力機による防疫班を組織し、公共用地、下水などの消毒を実施しました。各家庭の消毒については衛生協力会を通じて消毒薬を各家庭に配布しました。散布済だと思われませんが、未散布の家

庭では早急に実施してください。

今後とも天候次第により防疫班を再度出動させ浸水地域の消毒を行なう予定です。

台風のあとです

伝染病に注意しましょう

台風時は特に溢水により汚水等が流れ出し、住居のまわりが汚染されていますので、伝染病にかからないよう、次の事項を必ず守りましょう。

- (1) なま水を飲まないこと。
- (2) なま物を食べないこと。
- (3) 食事の前に手を洗うこと。
- (4) 少しでも身体に異状があったら直ちに受診すること。